

自主防災組織について

1. 自主防災組織とは

地域住民の方々が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識や連帯感に基づき、災害による被害を予防し、又は軽減するための活動を行うことを目的として、自主的に結成する組織です。

2. 習志野市自主防災組織の現況

自主防災組織数：232組織（令和8年4月現在）

令和7年度は、新たな組織結成なし。

令和7年度に代表者が変更となった自主防災組織数：94組織（40.5%）

※代表者変更時には防災倉庫の鍵、戸別受信機、地区別活動マニュアルを引継ぎます。

3. 自主防災組織の役割（習志野市地域防災計画より）

<平時>

防災に関する知識の広報・啓発	地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策
地震による災害危険度の把握	土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ
防災訓練	個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練
家庭の安全点検	家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品・木造建物の点検
防災資機材等の整備	応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備
要配慮者対策	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の把握、支援方法の検討など
他団体と連携した訓練活動の実施	近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練

<災害発生時>

情報の収集及び伝達	地域内の被害状況、災害対策本部からの情報、津波予報及び警報、ライフラインの状況、地域住民に対する避難指示等
出火防止及び初期消火の実施	—
地域内の安否確認の実施	—
救出・救護の実施及び協力	救出活動・救護活動
避難に関する協力	避難誘導
避難所の運営	避難所運営委員会の編成、運営委員長の選出等
給食・給水に対する協力	避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等
避難住民宅周辺の防犯パトロールの実施	—

4. 自主防災組織代表者の役割

防災活動が意義のある活動となるように、組織としての活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、効率的に組織の運営を行います。

また、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことです。

その地域（地区）の核（要）となる人です。

5. 地区防災計画とは

阪神淡路大震災(1995)や東日本大震災(2011)の教訓の一つに、『自助・共助の重要性』が深く認識され、平成26年の災害対策基本法の改正により地区防災計画制度が創設されました。

本計画は、地域コミュニティにおける防災活動(共助)を推進するため、各地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が自発的に定める計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画であること、また、地区の特性に応じて自由に決められることが特徴となります。

本市では、その重要性を鑑み、地区防災計画の策定を支援してまいりますので、不明点がある場合には危機管理課(047-453-9211)までご相談ください。

6. その他

自主防災組織の役割における「広報・啓発活動」のうち次の2つについて検討している場合は、危機管理課(047-453-9211)まで御連絡ください。

① 防災に関する勉強会を市に依頼する場合

市では、地域の勉強会に出向いて市政等についてお話しする「まちづくり出前講座(10名以上のグループが対象)」を受け付けています。

各団体での防災講座等を希望の際は、危機管理課までお問い合わせください。

② 地域の防災訓練等で地震体験車を利用する場合

千葉県では、防災意識の高揚及び災害に対する知識の向上を図るべく、地震体験車を保有し、県民の皆さんに地震の体験をしていただいております。

予約については、危機管理課から千葉県へ申請し、抽選により決定いたしますので、地震体験車を利用したい場合は、利用する日の6カ月以上前までに危機管理課(047-453-9211)に御連絡ください。

【地震体験車まもるくん(千葉県保有)】



③ 千葉県防災研修センターの研修紹介

千葉県消防学校内防災研修センターでは、県民や地域の自主防災組織などを対象に、講義、図上演習、実技訓練などの研修について、無料で実施しています。研修内容等の詳細につきましては、QRコード記載の防災研修センターのホームページより御確認ください。

【防災研修センターHP】

※防災研修センター(電話番号:0436-63-5438)(所在地:千葉県市原市菊間783-1)



③ 令和8年度自主防災組織研修会 年間スケジュール

- ➔ 第1回 自主防災組織リーダー研修会 …… 5月16日 (土)
- ➔ 第2回 日本大学生産工学部 防災講座 …… 9月5日 (土)
- ➔ 第3回 習志野市総合防災訓練 …… 11月29日 (日)

自主防災組織への各種助成制度等について

① 自主防災組織助成金

自主防災組織が行う防災訓練や防災研修及び防災啓発活動等に要した経費並びに、防災資機材の購入費用等を単年度ごとに助成し、地域の自主的な防災体制の整備を支援します。

※ 令和7年度 対象組織数：232組織・申請組織数：195組織（84.05%）

1. 助成金額(上限額)

(自主防災組織に属する世帯の数×50円)+30,000円 ※上限60,000円

例) 250世帯の場合…250世帯×50円+30,000円=42,500円

2. 助成金対象経費の一例

■ 対象経費の一例

項目	主な内容
防災訓練経費	炊き出し訓練用食材、訓練備品、保険料 他
防災研修経費	講座受講料、講師等謝金、印刷製本費、消耗品費、交通費 他
防災備蓄品	携帯トイレ、備蓄食料、保存水、発電機、ブルーシート、毛布、消毒液、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、土のう袋 他
その他	防災啓発チラシ作成費、郵便料金 他

※助成金の対象となるかわからない場合は、購入前に危機管理課に御相談ください。

3. 助成金申請までの流れ(イメージ例)

- ① 自主防災組織で炊き出し訓練を実施（食材費3万円分購入）
- ② 自主防災組織が管理する防災倉庫内の備品を購入（備蓄水2万円分購入）
- ↓
- ③ 購入時の領収書（レシート）を添付して助成金申請
申請受付期間…令和9年1月5日（火）から令和9年3月31日（水）まで
- ↓
- ④ 危機管理課で内容を審査し、申請から約1ヶ月後に指定口座に助成金振込

注意: 申請書等は、令和8年6月末までに各組織の代表者宛てに郵送します。

② 防火防災訓練災害補償等共済制度について

1. この制度のてん補の対象となる訓練

- (1) 習志野市が主催する防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの
- (2) 自主防災組織や町会等が主催する防火防災訓練で、事前に「習志野市防火防災訓練実施計画書」を届出し、危機管理課が認めたもの

2. てん補の種類

- (1) 損害賠償に対するてん補：最大5,000万円
- (2) 災害補償に対するてん補：死亡700万円、入院3,500円/日 など
※事故発生時は速やかに危機管理課までに御連絡ください。

③ コミュニティ助成事業

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることができる事業に助成し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として実施する事業です。

1. 助成事業の実施主体

習志野市が認める自主防災組織（顕著な活動実績のある自主防災組織等）



2. 助成対象経費

自主防災組織が実施する地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に要する経費

（30万円から200万円まで）。ただし、建築物及び消耗品は対象外です。

<参考例> AED、ヘルメット、投光器、発電機、訓練用消火器 等

3. 申請(令和9年度事業)について

本事業は、令和9年度事業が対象となるため、令和9年度事業として申請を検討される自主防災組織にあっては、8月上旬までに危機管理課に御相談ください。

なお、一般財団法人自治総合センターの審査により、助成の可否が決定されますので、全ての申請が助成（採択）されるわけではございません。

④ 千葉県地域防災力充実・強化補助金

本市では、自助・共助の取組みをより一層充実させ、地域防災力の向上を図るため、「千葉県地域防災力充実・強化補助金」を活用し、自主防災組織の設立、活動を支援しています。

1. 補助の対象

- (1) 自主防災組織の設立促進（限度額20万円、1回限り）
自主防災組織の新規設立初年度に、防災倉庫、発電機、リヤカー等の防災資機材等を交付します。
- (2) 既存自主防災組織の活動促進（限度額2万円）
複数の自主防災組織、町会、自治会等が連合町会、避難所等の単位で連携し、広範囲で行う防災訓練や研修会を実施した際に使用する消耗品を交付します。

2. 注意点

- 複数団体での防災訓練や研修会を予定されている団体は、開催日の概ね2ヵ月前までに危機管理課に御相談ください。
- 皆さんの知人や地域で、自主防災組織の新規設立に関する御相談等があった際は、ぜひ、危機管理課（047-453-9211）に御案内くださるようお願いします。

地区別活動マニュアルについて

1. 地区別活動マニュアルとは

市域を16の小学校区と奏の杜地区に分割し、習志野市防災アセスメント調査（令和5年3月）の結果を基に、地形状況や予測される災害の状況、地区の規模等を考慮して、地区ごとの「災害特性」と「防災施設の現況」等を整理し、数値や地図等を台帳形式に取りまとめ視覚的に見やすくまとめたものです。

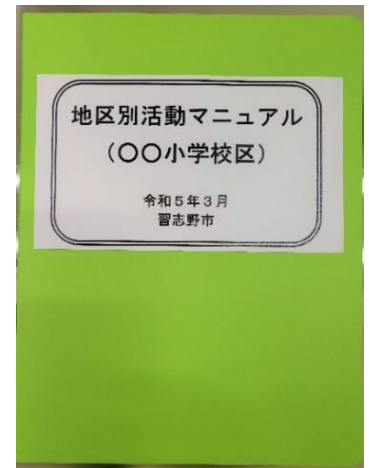
最新版へ更新

新たに洪水想定等を追加

災害を可視化

【マニュアルの構成】

- 序論 災害発生時の各地区における活動の重点ポイント
- 第1編 地区別防災カルテ（地区抜粋）
- 第2編 災害時における要配慮者支援マニュアル
- 第3編 地区対策支部運営マニュアル
- 第4編 避難所運営マニュアル
- 付属 その他の防災関係資料



2. 地区別活動マニュアルの閲覧方法

- (1) 習志野市のホームページで公開
- (2) 連合町会長、自主防災組織の代表者に冊子で配布

地区別活動マニュアル

検索



3. 地区別活動マニュアルの活用

状況把握

- ・地区の特性や被害見積りについて把握する。

防災対策の把握

- ・特性を踏まえ、地区で何に重点を置き備え、何が必要なのか把握する。

防災対策の実施

- ・地区の住民に対策等を周知する。
- ・特性に応じた備えと、特性に応じた訓練を実施する。

災害情報入手方法等について

① 情報収集への備え

災害時には情報の入手が困難になるため、事前の備えが重要となります。災害情報の入手方法について、防災行政無線のみならず、各種情報伝達サービスの登録や携帯ラジオ等の準備など、自らの環境に応じて必要な情報が得られるよう準備しましょう。

1. 防災行政無線

避難所の開設などの災害情報は、防災行政無線を利用して周知します。しかしながら、防災行政無線の放送は家の中では聞こえませんので放送時には様々な媒体を利用し、情報収集に努めてください。

防災行政無線テレホンサービス：047-452-1300(有料)

なお、放送は、各自主防災組織代表者にお渡ししている戸別受信機又はJ：COMの防災情報サービス(有料)でも聞くことができます。聞き逃した際は、テレホンサービスにより御確認ください。

2. 緊急情報サービス「ならしの」

災害情報や大雨警報等の気象情報、犯罪・防犯に関する情報など、9つのカテゴリの中から必要な項目を選択するだけで、携帯電話(スマートフォン)、パソコン等に緊急情報をリアルタイムに配信します。まだ登録をされていない方は、ぜひ御登録ください。



登録用QRコード

3. 習志野市公式X

習志野市ではX(エックス)を利用した情報発信をしております。

習志野市公式情報 @Narashino_EI

4. 習志野市公式 LINE

習志野市ではスマートフォンアプリ LINE を用いた情報発信をしております。

令和8年4月時点で9万7千人以上が登録しております。



5. 習志野市ホームページ

災害発生時や重要な情報発信をする際には、習志野市のホームページを活用した情報発信も行っております。

習志野市HP <https://www.city.narashino.lg.jp>

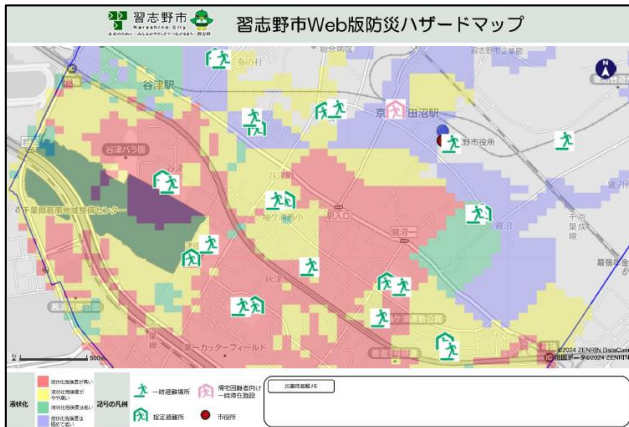
注意：災害時には情報収集が重要となります。正確な情報を確実に入手できるように努めてください。

② Web版防災ハザードマップ、習志野市防災マップについて

1. Web版防災ハザードマップについて

地震、液状化、津波、洪水、内水、高潮など各種災害の被害想定や避難所等の防災施設を確認できる「習志野市Web版防災ハザードマップ」をパソコンやスマートフォン等で確認することができます。

平時から自宅及び地域の特性を把握し、災害に備え被害を最小化しましょう。



- 1) いつでも、どこでもアクセスできる！
- 2) お好きな地点のハザード情報を確認できる！
- 3) 現在地から避難所までの距離を確認できる！
- 4) 地図と防災豆知識を印刷できる！

▼ 詳しくはこちら

習志野市 防災ハザードマップ



2. 習志野市防災マップについて

Web版ハザードマップは災害リスクの見える化を目的にしているのに対し、避難に関する施設や防災倉庫、非常用給水施設などを確認できる「習志野市防災マップ」は実際の避難行動のサポートを目的にしています。

災害が発生した際、どのように行動してどこに避難するかを家族や会社などで話し合う時にご活用ください。

また、習志野市防災マップ裏面には、習志野市に大きく被害を及ぼす可能性のある地震があった際の対応、避難方法をまとめた資料も公開しています。



- 1) 地震など災害が発生した際、危険な場所や避難に役立つ場所が確認できる！
- 2) 避難に関する施設、防災倉庫、非常用給水施設などの防災情報が確認できる！

▼ 詳しくはこちら

習志野市 防災マップ



避難所について

1. 第一避難所の追加指定について(プラッツ習志野南館)

市は、小・中・高等学校を中心に27か所の第一避難所を指定していました。

そのような中で、従前より本大久保2・3・5丁目の住民の方々から、既存の第一避難所(大久保小学校、大久保東小学校、屋敷小学校、第六中学校)までの距離がある等の声が寄せられ、こうした地域の課題を踏まえ、新たに「プラッツ習志野南館」を第一避難所として追加指定いたしました。



中央公園体育館(プラッツ習志野南館2階)



中央公民館こどもスペース(プラッツ習志野南館1階)

2. 空調設備(エアコン)の設置について

近年の猛暑により、夏季の避難所における熱中症リスクが課題となっていました。

こうした状況等を踏まえ、第一避難所である市立の小・中学校及び習志野高校の体育館にエアコンを整備し、令和7年度に設置が完了いたしました。

※プラッツ習志野の体育館においては、令和8年7月1日～8月31日の間エアコン設置工事予定。

3. 防災倉庫の資機材活用について

防災訓練

地域イベント

防災倉庫の資機材を使用できます！

災害時、地域の方々が防災倉庫の資機材を使用するため、平常から資機材に慣れていただくことを目的として、防災倉庫の資機材を地域の防災訓練やイベント等での活用をお願いいたします。



▲防災倉庫資機材一覧



▲資機材の使用申請書

(例) 秋津小学校・防災倉庫の主な備蓄品 ※防災倉庫により備蓄品・数量が異なる

No.	備蓄品名	数量	No.	備蓄品名	数量	No.	備蓄品名	数量
1	サバイバルフーズ ※倉庫別変動有	2,400 食	11	ソーラーパネル	1 基	21	オムツ(乳児用)	174 枚
2	アルファ化米 (白飯)	500 食	12	ワイヤレスメガホン	1 セット	22	カセット式ガスコンロ	10 台
3	飲料水(500ml)	240 本	13	感染症対策キット(一式)	1 ケース	23	ガスボンベ	96 本
4	飲料水袋	350 枚	14	使い捨てマスク	2,000 枚	24	クーラーボックス	1 個
5	毛布	100 枚	15	手指消毒用アルコール	3 本	25	リヤカー	1 台
6	ウェットティッシュ	100パック	16	生理用品	2 箱 (1,440 個)	26	ブルーシート	50 枚
7	炊き出し釜(一式)	1 セット	17	災害用トイレ(洋式)	3 台			
8	発電機	2 台	18	災害用トイレ処理セット	5000 回分			
9	コードリール	3 台	19	トイレトペーパー	100ロール			
10	バッテリー(蓄電池)	1 基	20	オムツ(大人用)	80 枚			

令和8年度習志野市総合防災訓練の実施について

1. 訓練名称

令和8年度習志野市総合防災訓練

2. 実施日時

令和8年11月29日(日)午前9時00分～正午

(医療本部・応急救護所訓練は午前8時30分開始)

3. 訓練会場

区分	会場名
小学校(16校)	津田沼小学校、大久保小学校、谷津小学校、鷺沼小学校、 実籾小学校、大久保東小学校、袖ヶ浦西小学校、東習志野小学校、 袖ヶ浦東小学校、屋敷小学校、藤崎小学校、実花小学校、 向山小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校
中学校(7校)	第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、 第六中学校、第七中学校
高等学校(3校)	市立習志野高等学校、県立津田沼高等学校、県立実籾高等学校
生涯学習複合施設(1施設)	プラッツ習志野南館

4. 事前説明会日程等

開催日時		開催場所	
7月25日(土)	10:00～11:00	津田沼小学校	2階視聴覚室
7月25日(土)	10:00～11:00	袖ヶ浦東小学校	1階音楽室
7月25日(土)	14:00～15:00	鷺沼小学校	体育館
7月25日(土)	14:00～15:00	袖ヶ浦西小学校	体育館
8月1日(土)	10:00～11:00	谷津南小学校	体育館
8月1日(土)	10:00～11:00	屋敷小学校	体育館
8月1日(土)	14:00～15:00	藤崎小学校	体育館
8月1日(土)	14:00～15:00	実籾小学校	体育館
8月8日(土)	10:00～11:00	実花小学校	体育館
8月8日(土)	10:00～11:00	向山小学校	体育館
8月8日(土)	14:00～15:00	東習志野小学校	体育館

開催日時		開催場所	
8月8日(土)	14:00～15:00	谷津小学校	体育館
8月22日(土)	10:00～11:00	大久保東小学校	体育館
8月22日(土)	10:00～11:00	秋津小学校	体育館
8月22日(土)	14:00～15:00	大久保小学校	1階大会議室
8月22日(土)	14:00～15:00	香澄小学校	体育館
8月29日(土)	10:00～11:00	【予備日】習志野市庁舎3階ABC会議室 ※各学校区の説明会を欠席された方対象	

- (1) お住まいの近くの小学校での説明会に御参加ください。
- (2) 受付は開始時間の20分前より行います。なお、事前申込は不要です。
- (3) 駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。
- (4) 小学校会場での説明会に都合の付かない方は、8月29日(土)に行われる習志野市庁舎の説明会に御参加ください。

訓練の詳細については、7月下旬～8月下旬に開催される事前説明会及び
広報習志野(11/15)やホームページ等でお知らせします。

災害時協力井戸登録制度について

1. 災害時協力井戸登録制度とは

地震等大規模な災害が発生した場合には、水道が断水し、水が確保できないなど、不慣れた生活が予想されます。

このような場合に備えて、市民や企業の皆様が所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録をお願いし、災害時に地域の皆さんに生活用水（飲料用水ではありません。）として井戸水を提供していただくとするものです。

2. 災害時協力井戸の要件

- ① 市内に所在する電動式、手動式又は電動式手動式併用のポンプ井戸であること。
- ② 現に使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
- ③ 当該井戸の所有者及び管理者が継続的かつ適正に管理していること。
- ④ 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ⑤ 洗面、洗濯、トイレの洗浄等生活用水として使用できる水質であること。
- ⑥ 災害時に災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を町会、自治会及び自主防災組織に情報提供することについて所有者等が同意していること。

令和7年5月に習志野市災害時協力井戸の登録に関する要綱の改正を行い、市ホームページ等への掲載や標識などの周知に関する内容の見直しを行いました。

また、登録等の手続きや井戸所有者や利用者に対する注意事項等をまとめた、【習志野市「災害時協力井戸」活用マニュアル】を新たに作成いたしました。

詳細につきましては、市ホームページに掲載しておりますのでご確認お願いいたします。

3. その他

共助の精神に基づくものですので、市からの補助金はありません。

また、生活用水としての利用を原則としますので、市が水質検査を行うことはありません。

注意：新たに井戸を掘るものではなく、既存の井戸を活用する制度です。

避難行動要支援者名簿の共有及び更新について

1. はじめに

本市では、災害時に自力での避難が困難な方への支援を円滑に行うため、昨年度末より、自主防災組織の皆様への名簿共有を開始し、令和8年4月現在、全232組織のうち47組織に名簿を共有しています。

今年度は、名簿の共有拡大とあわせて、既に共有している組織における更新及び活用の推進を図り、地域における支援体制の強化を目指します。

2. 避難行動要支援者名簿とは

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方を対象に名簿への登載に同意をいただいた方のみ名簿を作成し、関係機関で共有・活用することで、避難支援や安否確認等が円滑に行えるよう支援体制の整備を図るものです。

3. 対象者について

在宅で次のいずれかに該当する方

- (1) 介護保険の認定を受けている一人暮らしの方
- (2) 介護保険の認定を受けている方で、同居している家族が全員65歳以上の方
- (3) 障害者総合支援法の介護給付サービスを受けている方
- (4) その他、地域で見守りが必要と思われる高齢者や障がいがある人

※65歳未満の家族と同居している方のうち、家族が仕事等で外出し、お一人になる時間帯がある方も対象となります。

4. 名簿の更新・共有について

- (1) すでに名簿を共有済みの自主防災組織の皆様

【配布（更新）の流れ】

- ・ 毎年11月30日を基準日として名簿情報が更新
- ↓
- ・ 翌年2月～3月頃に案内文を送付
- ↓
- ・ 翌年3月頃、更新後の名簿を共有（原則手渡し）
- ↓
- ・ 各自主防災組織で内容の確認

(2) 更新にあたっての留意点

- ①更新を行わないと、実態と異なる名簿となる可能性があります。
- ②正確な支援につなげるため、毎年度の確認をお願いします。

(3) 新たに名簿共有を希望される自主防災組織の皆様

【共有の流れ】

- ・市ホームページより申請書をダウンロードし、危機管理課へ提出
- ↓
- ・申請受理後、危機管理課にて名簿共有における研修会を実施
- ↓
- ・覚書締結後、名簿を共有



▲避難行動要支援者支援事業（市ホームページ）

5. 名簿の活用について

(1) 平時の活用

- ア 地域における見守り活動や声かけ
- イ 顔の見える関係づくりの推進

(2) 訓練時の活用

- ア 安否確認訓練への活用
- イ 災害時を想定した支援体制の確認

(3) 災害時の活用

- ア 避難行動要支援者の優先的な安否確認
- イ 避難支援の実施

6. 名簿の取り扱いに関する注意事項

()

名簿に記載されている情報は重要な個人情報です。適正な管理を徹底してください。

- (2) 名簿のコピー、電子データ化（スキャン等）は禁止されています。
- (3) 紛失や盗難等が発生した場合は、速やかに危機管理課へ報告してください。

名簿は「備え」として保管するものではなく、「行動するための情報」です。地域における支援体制の充実に向け、名簿の適切な更新及び活用にご協力をお願いいたします。

新たな防災気象情報の運用開始について


1. 新たな防災気象情報


気象庁は、5月29日（金）から新たな防災気象情報の運用を開始します。


新情報では、情報名称に警戒レベルの数字をつけて発表することで、市町村等が発令する避難情報や市民がとるべき避難行動との対応がわかりやすくなります。

警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	市民がとるべき避難行動
5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！					
4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する高齢者等は早めに避難及び避難の準備
2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	ハザードマップ等で自らの避難行動（避難場所、避難ルート等）を確認
1	早期注意情報				災害への心構えを高める

<変更点>

 これまで、大雨警報（土砂災害）などと表記され、災害リスクがわかりにくくなっていましたが、今回より、大雨と土砂災害を明確に区分して発表します。

 警戒レベル4相当の情報として「危険警報」を新設します。

 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します（例：レベル4大雨危険警報）。

2. 気象防災速報

これまで「気象情報」として発表していた情報が整理されました。

線状降水帯の発生など極端な現象を速報的に伝える情報 ⇒ **気象防災速報**

例	顕著な大雨に関する気象情報	→	気象防災速報（線状降水帯発生）
	記録的短時間大雨情報	→	気象防災速報（記録的短時間大雨）